

◎国際連合安全保障理事会決議第千二

百六十七号等を踏まえ我が国が実施

する国際テロリストの財産の凍結等

に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日法律第一二四号)

一、提案理由(平成二十六年一月三十一日・衆議院内閣委員会)

○山谷国務大臣 たいま議題となりました犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

……(略)……

次に、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

特別措置法案について御説明いたします。

この法律案は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めることをその内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、国際テロリストの公告についてであります。これは、国家公安委員会が、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百七十三号等を踏まえ、国際テロリストの氏名等を公告することとするものであります。

第二は、公告された国際テロリストの財産の凍結等の措置についてであります。

その一は、公告された国際テロリストが金銭等の贈与を受けるなどの行為をするときは都道府県公安委員会の許可を受けなければならぬこととするものであります。

その二は、都道府県公安委員会が、公告国際テロリストに対し、所持している財産の一部の提出を命じ、仮領置することができることとするものであります。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

第三は、その他所要の規定の整備についてであります。

これは、外国為替及び外国貿易法との適用関係、罰則その他所要の規定を整備するものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、両法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二六年一月六日)

○井上信治君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ、我が国が実施する措置について必要な事項を定めるものであります。

両法律案は、去る十月三十日本委員会に付託され、翌三十一

日山谷国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取しました。次いで、昨十一月五日、質疑を行い、質疑終局後、順次採決いたしましたところ、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(平成二六年一月一九日)

○大島九州男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

………(略)………

次に、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、金融

機関等と警察庁の連携に向けた取組、疑わしい取引に係る情報の警察庁における取扱い、公告国際テロリストの指定に際し誤認や恣意的な運用を防止する方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、各派に属しない議員の山本委員より両法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。